

# 訪問看護契約書

株式会社葵心  
訪問看護ステーション信緑

2025.10

## 指定訪問看護の重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者概要

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 事業者名称 | 株式会社葵心               |
| 所在地   | 山梨県笛吹市石和町下平井 1262 番地 |
| 代表者名  | 代表取締役 渡邊 貴史          |
| 電話番号  | 電話：080-3555-4044     |

### 2. 事業所概要

|       |                                         |
|-------|-----------------------------------------|
| 事業所名称 | 訪問看護ステーション信緑                            |
| 指定番号  | 1960190443                              |
| 所在地   | 山梨県甲府市上町 210 番地 5                       |
| 電話番号  | 電話：055-242-9376      ファックス：055-242-9496 |

### 3. 事業の目的と運営方針

#### [事業の目的]

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

#### [運営の方針]

- 訪問看護ステーション信緑（以下、本事業所という）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。
- 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市区町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 本事業所は、必要ときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

### 4. 本事業所の職員体制（2025年10月1日現在）

| 職種       | 従事するサービスの内容等                                    | 常勤 | 非常勤 |
|----------|-------------------------------------------------|----|-----|
| 管理者（看護師） | ・管理者として業務管理を一元的に行います。<br>・併せて看護師としての業務も兼務します。   | 1名 |     |
| 看護師      | ・主治医から訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせて必要に応じたサービスを提供します。 | 3名 |     |
| 准看護師     | ・看護師の指示を受け看護師の業務をサポートします。                       | 1名 |     |
| 作業療法士    | ・状態の安定している方にリハビリテーションを行います。                     | 1名 |     |
| 事務員      | ・事務業務又は事務職務の連絡等を行います。                           | 1名 |     |

### 5. 訪問看護の内容

#### 【訪問看護計画書の作成】

- 事業所は利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、主治医の指示書及び介護支援専門員の作成した居宅サービス書に沿って、訪問看護計画書を作成します。

### 【訪問看護の提供】

- (1) 訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供、評価し訪問看護報告書を作成します。
- (2) 具体的な訪問看護の内容
  - ① 病状・障害の観察
  - ② 精神、心理的なサポート
  - ③ 清潔の保持
  - ④ 食事および排泄等の日常生活の世話
  - ⑤ 床ずれの予防・処置
  - ⑥ リハビリテーション
  - ⑦ ターミナルケア
  - ⑧ 認知症患者の看護
  - ⑨ 療養生活や介護方法の指導
  - ⑩ カテーテル等の管理
  - ⑪ その他医師の指示による医療処置

### 6. 営業日及び営業時間

|          |                                                   |
|----------|---------------------------------------------------|
| 営業日・営業時間 | 月曜日～金曜日（国民の休日、12月29日～1月3日は除く）<br>午前8時30分から午後5時30分 |
|----------|---------------------------------------------------|

### 7. 営業地域

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 営業地域 | 甲府市、甲斐市、昭和町、笛吹市、山梨市、甲州市 |
|------|-------------------------|

### 8. 利用料

○利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用若しくは、医療保険で定める報酬に基づいたサービスにかかる額の支払いを利用者からうけるものとします。

○利用者は、当事業所料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料、及びサービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。

#### ○利用料金の支払い方法

毎月、15日前後に前月分の請求書をお渡しします。

利用料は1ヶ月単位とし、当該月の利用料は、翌月27日に利用者が指定する口座から毎月27日に振替えます。（27日が土・日・休日の場合は、その翌日）

#### ※キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更又は中止することができます。

|                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| ご連絡をいただく時間       | キャンセル料                |
| 前日までにご連絡をいただいた場合 | 不要です                  |
| 当日、訪問までのご連絡      | 1提供あたりの料金100%を請求いたします |
| 訪問までにご連絡のない場合    | 1提供あたりの料金100%を請求いたします |

※ただし、ご利用者の急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

### 9. 緊急時等の対応方法

訪問看護の提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

## 10. (社会情勢及び天災)

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問看護ステーション信緑の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合がある。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問看護ステーション信緑の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を訪問看護ステーション信緑は負わないものとする。

## 11. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

## 12. 高齢者虐待防止

本事業所は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置きます。
- (5) サービス提供中に、当事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報します。
- (6) 成年後見制度の利用を支援します。

## 13. 相談・苦情対応

本事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順は以下の通りです。

- (1) 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

- ① 連絡先 訪問看護ステーション信緑 電話：055-242-9376 FAX：055-242-9496
- ② 担当者名 管理者 植田 麻梨沙
- ③ 受付時間 8:30～17:30
- ④ 担当者不在の場合の対応 電話を受けたスタッフが対応。速やかに担当者へ連絡。

営業時間外は担当者携帯電話へ転送電話で対応。

- (2) 苦情を受けた場合、苦情内容を正確に苦情・相談・対応マニュアルに沿って、迅速に対応します。

- ① 苦情原因の把握…当日又は時間帯によって翌日

受けた苦情内容を確認するとともに、今後の対応や予定を説明し了解を得ます。場合によっては利用者宅を訪問します。また、速やかに解決を図る旨を伝言します。

- ② 検討会の開催

苦情内容の原因を分析するため、関係者の出席のもと、対応策の協議を行います。

- ③ 改善の実施

利用者に対し、対応策を説明して同意を得ます。

改善を速やかに実施し、改善状況を確認します。

(損害を賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。)

苦情の内容によっては、行政窓口等を紹介します。(17に記載)

④ 解決困難な場合

保険者に連絡し、助言・指導を得て改善を行います。また、解決できない場合には、保険者と協議し国保連への連絡も検討します。

⑤ 再発防止

同様の苦情が起らないように苦情処理の内容を記録し、従業員へ周知するとともに、研修などの機会を通じて、再発防止に努め、サービスの質の向上を目指します。

(3) 本事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了日から 5 年間保存する。

1 4. 事故発生時の対応

(1) 本事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに保険者、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じる。

(2) 本事業所は、前項の事故の内容等について記録し、当該利用者の契約終了日から 5 年間保存する。

(3) 本事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

1 5. 訪問体制

同一法人の別事業所の看護師・作業療法士が訪問をする場合があります。

1 6. サービス利用者に対してお願い

(1) お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。

(2) 訪問の際は可能な限りペットをケージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。スタッフ及びスタッフの所持品をペットが噛む・引っ掻くなどあった場合、治療費や修繕費のご相談をさせていただく場合があります。

(3) 見守りカメラの設置、職員の写真・動画の撮影をする場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。

(4) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

(5) 訪問中の喫煙及び飲酒はご遠慮ください。

(6) 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

(7) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。

(8) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること。

17. 苦情申し立て窓口

[ 介護 ]

|                          |                                                                                              |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 訪問看護ステーション信緑             | TEL : 055-242-9376 fax : 055-242-9496<br>担当者名 管理者 : 植田 麻梨沙<br>ご利用時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分 |
| 山梨県国民健康保険団体連合会<br>苦情相談窓口 | TEL : (代表) 055-223-2111<br>TEL : (直通) 055-233-9201                                           |

[ 介護・医療 ]

|                   |                  |                    |
|-------------------|------------------|--------------------|
| 被保険者の各市町村介護保険課の窓口 | 甲府市 長寿介護課経営係     | TEL : 055-237-5473 |
|                   | 笛吹市 保険福祉部長寿介護課   |                    |
|                   | 長寿総務係            | TEL : 055-261-1903 |
|                   | 山梨市 介護保険課地域包括支援係 | TEL : 055-322-1111 |
|                   | 甲州市 介護支援課介護保険係   | TEL : 055-332-5066 |
|                   | 甲斐市 長寿推進課介護保険係   | TEL : 055-278-1693 |
|                   | 昭和町 福祉介護課        | TEL : 055-275-8784 |

[ 精神 ]

|                   |           |                    |
|-------------------|-----------|--------------------|
| 被保険者の各市町村障害福祉課の窓口 | 甲府市 障害福祉課 | TEL : 055-237-5240 |
|                   | 甲斐市 障害福祉課 | TEL : 055-278-1691 |
|                   | 昭和町 福祉介護課 | TEL : 055-275-8784 |
|                   | 笛吹市 障害福祉課 | TEL : 055-262-1274 |
|                   | 山梨市 障害福祉課 | TEL : 055-322-1111 |
|                   | 甲州市 福祉課   | TEL : 055-332-5067 |

## 訪問看護ステーション信緑 個人情報保護に関する方針

訪問看護ステーション信緑（事業者：株式会社葵心 山梨県笛吹市石和町下平井 1262 代表取締役社長 渡邊 貴史）は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号 その後の改正を含む。）を遵守して、個人の権利・利益を保護するために次のとおり個人情報保護に関する方針を定めて実施します。

- ① 個人情報の利用目的は、以下のとおりです。個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱うことはありません。
  - （１）訪問看護サービスの提供に伴う諸記録の作成、報告・連絡・相談、会計事務その他訪問サービスの提供に必要な事務
  - （２）主治医の所属する医療機関、連携医療機関、連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所若しくは介護予防支援事業所等からの利用者に対するサービス等に関する連携、及び照会に対する回答
  - （３）ご家族等介護者への心身の状況説明
  - （４）医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出、照会の回答、会計・経理・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
  - （５）利用者へのサービス向上、業務の改善、研究発表のための資料
- ② 前項の利用目的の達成に必要な範囲において、適正な方法により個人情報を取得します。
- ③ 個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な安全管理措置を講じます。万が一、漏えい、滅失又は毀損等の問題が発生した場合には、個人情報保護に関するガイドライン等に従い、速やかに対処します。

（主な安全管理措置の内容）

  - ・個人情報の適正な取扱いを確保するため、本方針を策定し、実施しております。
  - ・個人情報の取扱状況について定期的に点検を実施しております。
  - ・個人情報の取扱いに関する留意事項について、業務に従事する者に適宜必要な教育及び指導を行っております。
  - ・従業者には、雇用契約時に退職後まで含めた守秘義務を課し、遵守を徹底させております。
  - ・個人情報が含まれた文書等は、鍵付きの書庫に保管するなどし、盗難又は紛失を防止するための措置を講じております。
  - ・利用の必要がなくなった個人情報については、適切な方法により速やかに廃棄又は消去します。
  - ・以上の他、法令、ガイドライン等で求められる必要な安全管理措置について適宜見直しを行っております。
- ④ 取得した個人情報については、常に正確・最新の内容を保つよう努めます。
- ⑤ 個人情報を第三者に提供する場合には、法令に基づく場合を除き、予めご本人の同意を文書で得ます。
- ⑥ 開示等請求の手続

保有個人データの開示等に関する手続その他個人情報の取扱いに関するお問い合わせ、ご意見・ご要望等については、以下の窓口にて承ります。

（お問い合わせ窓口）

相談窓口担当 株式会社葵心

訪問看護ステーション信緑

管理者 植田 麻梨沙

電話番号：０５５-２４２-９３７６

受付時間：午前８時３０分から午後５時３０分

## ご利用者の個人情報の保護に関する同意

訪問看護ステーション信緑 様

私（利用者及び家族）の個人情報については、以下に記載するところにより必要最小限の範囲で利用することに同意するとともに、下記 1（2）に記載された第三者へ同号記載の目的で提供することについて同意します。

### 記

#### 1. 個人情報の利用目的

- （1）訪問看護サービスの提供に伴う諸記録の作成、報告・連絡・相談、会計事務その他訪問サービスの提供に必要な事務
- （2）主治医の所属する医療機関、連携医療機関、連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所若しくは介護予防支援事業所等からの利用者に対するサービス等に関する連携、及び照会に対する回答
- （3）ご家族等介護者への心身の状況説明
- （4）医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出、照会の回答、会計・経理・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- （5）利用者へのサービス向上、業務の改善、研究発表のための資料

なお、以下の事項については、別途利用同意を取得する。

※学生等の実習・研修協力

※学会や学会誌等での発表（匿名化が困難な場合）

#### 2. 個人情報の安全管理措置

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号 その後の改正を含む。）に従い、適切な安全管理措置を行うものとし、利用の必要がなくなった個人情報は、適切な方法により速やかに廃棄又は消去すること。

訪問看護料金表(介護保険)

1単位:10.21円(甲府市→7級地)

|       |                        | 訪問看護  |         |                |                |                |
|-------|------------------------|-------|---------|----------------|----------------|----------------|
| 訪問看護費 |                        | 単位数   | 金額      | 負担額<br>(1割の場合) | 負担額<br>(2割の場合) | 負担額<br>(3割の場合) |
|       | 20分未満                  | 313   | 3,195円  | 320円           | 639円           | 959円           |
|       | 30分未満                  | 470   | 4,798円  | 480円           | 960円           | 1,440円         |
|       | 30分以上60分未満             | 821   | 8,382円  | 839円           | 1,677円         | 2,515円         |
|       | 60分以上1時間30分未満          | 1,125 | 11,486円 | 1,149円         | 2,298円         | 3,446円         |
|       | 理学療法士 A 1回あたり20分 ※1    | 293   | 2,991円  | 300円           | 600円           | 898円           |
|       | 作業療法士 B 1回あたり40分(A×2回) | 586   | 5,983円  | 600円           | 1,196円         | 1,794円         |
|       | 言語療法士 C 1回あたり60分(A×3回) | 791   | 8,076円  | 807円           | 1,615円         | 2,422円         |

|       |                        | 介護予防訪問看護 |         |                |                |                |
|-------|------------------------|----------|---------|----------------|----------------|----------------|
| 訪問看護費 |                        | 単位数      | 金額      | 負担額<br>(1割の場合) | 負担額<br>(2割の場合) | 負担額<br>(3割の場合) |
|       | 20分未満                  | 302      | 3,083円  | 309円           | 617円           | 925円           |
|       | 30分未満                  | 450      | 4,594円  | 460円           | 919円           | 1,379円         |
|       | 30分以上60分未満             | 792      | 8,086円  | 809円           | 1,618円         | 2,426円         |
|       | 60分以上1時間30分未満          | 1087     | 11,098円 | 1,110円         | 2,220円         | 3,330円         |
|       | 理学療法士 A 1回あたり20分  ※1   | 283      | 2,889円  | 290円           | 578円           | 867円           |
|       | 作業療法士 B 1回あたり40分(A×2回) | 566      | 5,778円  | 577円           | 1,155円         | 1,733円         |
|       | 言語療法士 C 1回あたり60分(A×3回) | 424      | 4,329円  | 432円           | 865円           | 1,298円         |

※1 1日に3回以上訪問看護15を行う場合(C)、1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定する。  
介護予防訪問看護では1日に3回以上訪問看護Ⅰ5を行う場合(C)、1回につき所定単位数に50/100を乗じた単位数で算定する。  
※2 早朝(午前6時～午後8時)・夜間(午後6時～午後10時)は25%増。深夜(午後10時～午前6時)は50%増。  
但し、緊急訪問の場合は特別管理加算対象者のみに2回目以降加算される。

|    |                    | 単位数   | 金額      | 負担額<br>(1割の場合) | 負担額<br>(2割の場合) | 負担額<br>(3割の場合) |
|----|--------------------|-------|---------|----------------|----------------|----------------|
| 加算 | 緊急時訪問看護加算(月1回)     | 574   | 5,860円  | 586円           | 1,172円         | 1,758円         |
|    | 特別管理加算(月1回)        | 500   | 5,105円  | 510円           | 1,021円         | 1,531円         |
|    |                    | 250   | 2,552円  | 255円           | 510円           | 765円           |
|    | ターミナルケア加算(適応時)     | 2,000 | 20,420円 | 2,042円         | 4,084円         | 6,126円         |
|    | 長時間訪問看護加算          | 300   | 3,063円  | 306円           | 612円           | 918円           |
|    | 複数名訪問看護加算Ⅰ         | 254   | 2,593円  | 260円           | 519円           | 778円           |
|    |                    | 402   | 4,104円  | 411円           | 821円           | 1,232円         |
|    | 複数名訪問看護加算Ⅱ         | 201   | 2,052円  | 206円           | 411円           | 616円           |
|    |                    | 317   | 3,236円  | 324円           | 648円           | 971円           |
|    | 退院時共同指導加算          | 600   | 6,126円  | 613円           | 1,226円         | 1,838円         |
|    | 初回加算               | 300   | 3,063円  | 306円           | 612円           | 918円           |
|    | 訪問看護・介護連携強化加算(月1回) | 250   | 2,552円  | 255円           | 510円           | 765円           |

◎運営規定で定めたその他の費用

|     |                           |
|-----|---------------------------|
| その他 | ※ 永眠時の処置代(10,000円)        |
|     | ※ 日常生活用具、物品は実費とさせていただきます。 |

◎通常のサービス提供を超える費用(利用者負担10割分)

| 項目        | 金額                 | 説明                                        |
|-----------|--------------------|-------------------------------------------|
| 介護保険外サービス | 介護報酬の告示上の額と同額とします。 | 区分支給限度額を超えてサービスを利用したい場合など。<br>介護保険枠外のサービス |

**訪問看護料金表（医療保険・精神）**

| 医療保険                      |                                         |                         | 料金                | 基本利用料（利用者負担金） |        |        |        |
|---------------------------|-----------------------------------------|-------------------------|-------------------|---------------|--------|--------|--------|
|                           |                                         |                         |                   | 1割負担          | 2割負担   | 3割負担   |        |
| 精神科訪問看護療養費Ⅰ（1日につき）        |                                         |                         |                   |               |        |        |        |
| 保健師、看護師、作業療法士             | 週3日目まで                                  | 30分以上の場合                | 5,550円            | 555円          | 1,110円 | 1,665円 |        |
|                           |                                         | 30分未満の場合                | 4,250円            | 425円          | 850円   | 1,275円 |        |
|                           | 週4日目以降                                  | 30分以上の場合                | 6,550円            | 655円          | 1,310円 | 1,965円 |        |
|                           |                                         | 30分未満の場合                | 5,100円            | 510円          | 1,020円 | 1,530円 |        |
| 准看護師                      | 週3日目まで                                  | 30分以上の場合                | 5,050円            | 505円          | 1,010円 | 1,515円 |        |
|                           |                                         | 30分未満の場合                | 3,875円            | 387円          | 774円   | 1,161円 |        |
|                           | 週4日目以降                                  | 30分以上の場合                | 6,050円            | 605円          | 1,210円 | 1,815円 |        |
|                           |                                         | 30分未満の場合                | 4,720円            | 472円          | 944円   | 1,416円 |        |
| 緩和・褥瘡ケアの専門看護師（同一日共同の訪問看護） |                                         |                         | 12,850円           | 1,285円        | 2,570円 | 3,855円 |        |
| 精神科訪問看護療養費Ⅲ（1日につき） ※1     |                                         |                         |                   |               |        |        |        |
| 保健師、看護師、作業療法士<br>同一日に二人   | 週3日目まで                                  | 30分以上の場合                | 5,550円            | 555円          | 1,110円 | 1,665円 |        |
|                           |                                         | 30分未満の場合                | 4,250円            | 425円          | 850円   | 1,275円 |        |
|                           | 週4日目以降                                  | 30分以上の場合                | 6,550円            | 655円          | 1,310円 | 1,965円 |        |
|                           |                                         | 30分未満の場合                | 5,100円            | 510円          | 1,020円 | 1,530円 |        |
| 保健師、看護師、作業療法士<br>同一日に三人以上 | 週3日目まで                                  | 30分以上の場合                | 2,780円            | 278円          | 556円   | 834円   |        |
|                           |                                         | 30分未満の場合                | 2,130円            | 213円          | 426円   | 639円   |        |
|                           | 週4日目以降                                  | 30分以上の場合                | 3,280円            | 328円          | 656円   | 984円   |        |
|                           |                                         | 30分未満の場合                | 2,550円            | 255円          | 510円   | 765円   |        |
| 准看護師<br>同一日に二人            | 週3日目まで                                  | 30分以上の場合                | 5,050円            | 505円          | 1,010円 | 1,515円 |        |
|                           |                                         | 30分未満の場合                | 3,870円            | 387円          | 774円   | 1,161円 |        |
|                           | 週4日目以降                                  | 30分以上の場合                | 6,050円            | 605円          | 1,210円 | 1,815円 |        |
|                           |                                         | 30分未満の場合                | 4,720円            | 472円          | 944円   | 1,416円 |        |
| 准看護師<br>同一日に三人以上          | 週3日目まで                                  | 30分以上の場合                | 2,530円            | 253円          | 506円   | 759円   |        |
|                           |                                         | 30分未満の場合                | 1,940円            | 194円          | 388円   | 582円   |        |
|                           | 週4日目以降                                  | 30分以上の場合                | 3,030円            | 303円          | 606円   | 909円   |        |
|                           |                                         | 30分未満の場合                | 2,360円            | 236円          | 472円   | 708円   |        |
| 精神科訪問看護療養費Ⅳ               |                                         |                         | 外泊時の訪問看護、管理療養費はなし | 8,500円        | 850円   | 1,700円 | 2,550円 |
| 管理療養費                     |                                         |                         | 1日目               | 7,440円        | 744円   | 1,488円 | 2,232円 |
| (1日につき)                   |                                         |                         | 2日目以降             | 3,000円        | 300円   | 600円   | 900円   |
| 加算                        | 緊急訪問看護加算（診療所、又は在宅療養支援病院の指示の下、緊急訪問1日につき） |                         | 2,650円            | 265円          | 530円   | 795円   |        |
|                           | 24時間対応体制加算（月1回）                         |                         | 6,400円            | 640円          | 1,280円 | 1,920円 |        |
|                           | 夜間・早朝訪問看護加算 18時～22時／6時～8時               |                         | 2,100円            | 210円          | 420円   | 630円   |        |
|                           | 深夜訪問看護加算 22時～翌6時                        |                         | 4,200円            | 420円          | 840円   | 1,260円 |        |
|                           | 複数名訪問看護加算                               | 看護師・PTR等                | 1日1回              | 4,500円        | 450円   | 900円   | 1,350円 |
|                           |                                         |                         | 1日2回              | 9,000円        | 900円   | 1,800円 | 2,700円 |
|                           |                                         |                         | 1日3回以上            | 14,500円       | 1,450円 | 2,900円 | 4,350円 |
|                           |                                         | 准看護師                    | 1日1回              | 3,800円        | 380円   | 760円   | 1,140円 |
|                           |                                         |                         | 1日2回              | 7,600円        | 760円   | 1,520円 | 2,280円 |
|                           | 1日3回以上                                  |                         | 12,400円           | 1,240円        | 2,480円 | 3,720円 |        |
|                           | 看護補助者（週1回）                              |                         | 3,000円            | 300円          | 600円   | 900円   |        |
|                           | 長時間訪問看護加算 / 90分を超えた場合（要件により1回～3回）       |                         | 5,200円            | 520円          | 1,040円 | 1,560円 |        |
|                           | 特別管理加算（月1回）                             | 重                       | 5,000円            | 500円          | 1,000円 | 1,500円 |        |
|                           |                                         | 軽                       | 2,500円            | 250円          | 500円   | 750円   |        |
|                           | 乳幼児加算                                   | 3歳未満                    | 1,500円            | 150円          | 300円   | 450円   |        |
|                           | 幼児加算                                    | 3歳～6歳未満                 | 1,500円            | 150円          | 300円   | 450円   |        |
|                           | 難病等複数回訪問加算                              | 1日2回                    | 4,500円            | 450円          | 900円   | 1,350円 |        |
|                           |                                         | 1日3回以上                  | 8,000円            | 800円          | 1,600円 | 2,400円 |        |
|                           | 退院時共同指導加算（適応時）                          |                         | 8,000円            | 800円          | 1,600円 | 2,400円 |        |
|                           | 退院支援指導加算                                |                         | 6,000円            | 600円          | 1,200円 | 1,800円 |        |
|                           | 在宅患者連携指導加算（適応月／月1回まで）                   |                         | 3,000円            | 300円          | 600円   | 900円   |        |
|                           | 在宅患者緊急時等カンファレンス加算                       |                         | 2,000円            | 200円          | 400円   | 600円   |        |
|                           | 看護・介護職員連携強化加算                           |                         | 2,500円            | 250円          | 500円   | 750円   |        |
|                           | 精神科重症患者                                 | 精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する利用者 | 8,400円            | 840円          | 1,680円 | 2,520円 |        |
|                           | 支援管理連携加算                                | 精神科在宅患者支援管理料2のロを算定する利用者 | 5,800円            | 580円          | 1,160円 | 1,740円 |        |
|                           | 精神科複数回訪問加算（1日に2回）※2                     |                         | 4,500円            | 450円          | 900円   | 1,350円 |        |
|                           | 精神科複数回訪問加算（1日に3回以上）※2                   |                         | 8,000円            | 800円          | 1,600円 | 2,400円 |        |
| 情報提供療養費1～3（月1回）           |                                         | 1,500円                  | 150円              | 300円          | 450円   |        |        |
| ターミナルケア療養費1（適応時）          |                                         | 25,000円                 | 2,500円            | 5,000円        | 7,500円 |        |        |
| ターミナルケア療養費2（適応時）          |                                         | 10,000円                 | 1,000円            | 2,000円        | 3,000円 |        |        |

※1 訪問看護療養費Ⅲは同一建物居住者に同一日に他の患者にも訪問した場合に算定

※2 医療機関が精神科重症患者早期集中支援管理料を算定する患者である場合に算定

| 差額実費費用                 |         |
|------------------------|---------|
| 営業時間内で2時間を超える訪問 30分毎   | 1,000円  |
| 休日の訪問 1回               | 1,000円  |
| 週3回を超える訪問（回数制限のある方） 1回 | 8,500円  |
| 週3回を超える訪問（30分未満の訪問） 1回 | 7,200円  |
| 死後の処置                  | 10,000円 |

# 訪問看護 契約

様（以下、「利用者」とします）と株式会社 葵心（以下、「事業者」とします）は、訪問看護の利用について次のとおり契約します（以下、「本契約」とします）。

## （契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法等関係法及び本契約のもとに、利用者が居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適正な訪問看護を提供し、利用者は事業者に対してそのサービスにかかる利用料を支払うものとします。

## （契約期間）

第2条 本契約の契約期間は 年 月 日～ 年 月 日までとします。なお、契約期間満了の14日前までに利用者から契約終了の申し出がない場合は、同じ条件で自動的に更新します。ただし、入院・入所等で3ヶ月以上ご利用がない場合は、事業者の申し出により契約を終了させていただきます。

## （訪問看護の内容）

第3条 事業者は、利用者の希望を聞き主治医の指示書及び介護支援専門員の作成した居宅サービス計画書に沿って、訪問看護計画書を作成します。事業者は、訪問看護計画書を作成した場合には、利用者及びその家族にその内容を説明します。

2 利用者は、訪問看護計画書に沿って、別紙「重要事項説明書」のとおりに訪問看護サービスを利用することができます。

3 サービス内容や利用回数等はサービス担当会議等で検討し、利用者と介護支援専門員との合意により変更できます。

事業者は、利用者からの訪問看護内容の変更の申し出があった場合は、第1条の規定に反するなど、変更を拒む正当な理由がない限り変更します。

## （サービス提供の記録）

第4条 事業者は、訪問看護の実施ごとに、提供した訪問看護サービスの内容等を訪問看護サービス提供記録に記録し、訪問看護の終了時に利用者の確認を受けるものとします。訪問看護サービス提供記録の写しは、利用者の希望があればいつでも利用者に交付します。

2 事業者は、サービス実施記録簿を作成し、本契約の終了後2年間保存します。利用者は、事業者の営業時間内であればいつでも当該事業者の事業所内で当該利用者に関するサービス実施記録簿を閲覧し、希望がある場合には、その写しの交付を求めることができます。

## （訪問看護の利用料）

第5条 利用者は、介護保険法等関連法に定める料金として、事業者に対し、別紙「訪問看護料金表」に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料、及び訪問看護を提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。

2 利用料の支払方法及びキャンセル料については、別紙「重要事項説明書」記載のとおりとします。

3 事業者は、利用者から利用料の支払いを受けた場合はその領収書を発行します。

4 事業者は、利用料の内容に変更がある場合は、事前に利用者に説明し、その同意を得ます。

5 事業者は、介護保険法等関連の適用を受けない訪問看護サービスがある場合は、予めその利用料について利用者に説明し、その同意を得ます。

6 利用者は、利用料の変更に応じられない場合は、事業者に対して文書で通知し、本契約を解約することができます。

(契約の終了)

第6条 利用者は、事業者に対し、5日間以上の予告期間において文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、1ヶ月間の予告期間を定め、理由を示した文書で通知することにより、本契約を解約することができます。
- 3 利用者は、事業者が以下に定める事項のいずれかに該当する場合には、文書で通知することにより、ただちに本契約を解約することができます。
  - (1) 事業者が正当な理由なく訪問看護サービスを提供しない場合
  - (2) 事業者が守秘義務に違反した場合
  - (3) 事業者が利用者やその家族等に対して社会的に逸脱する行為を行った場合
  - (4) 事業者が破産した場合
- 4 事業者は、利用者が以下に定める事項のいずれかに該当する場合には、文書で通知することにより、ただちに本契約を解約することができます。なお、第1号に該当することを理由に本契約を解約した場合には、事業者は、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住区である市町村等に連絡するなど必要な支援を行います。
  - (1) 利用者が正当な理由なく利用料を3ヶ月以上滞納した場合において、事業者が相当な期限を定めて催告したにもかかわらず、当該期限内になお支払わない場合
  - (2) 利用者が正当な理由なく、又は故意に指定訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態を悪化させた場合
  - (3) 利用者が社会的に逸脱する行為、またはパワーハラスメント・セクシャルハラスメント・カスタマーハラスメントを行い、事業者が必要な指導を行ったにもかかわらず改善しないため、本契約の目的を達成することが期待できない状態に陥った場合
- 5 以下に定める事項のいずれかに該当する場合には、本契約は、自動的に終了します。
  - (1) 利用者の死亡、介護保険施設等への入院・入所又は転出
  - (2) 利用者の病状、要介護度等の改善により、訪問看護の必要を認められなくなった場合

(賠償責任)

第7条 事業者は、訪問看護の提供に伴い、事業者の責に帰すべき事由により、利用者又はその家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、利用者に対してその損害を賠償します。

(秘密保持)

第8条 事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に開示又は漏えいしません。

- 2 事業者は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を提供する場合には、事前に当該個人情報の本人から同意を得ます。
- 3 事業者及びその従業者は、退職後も在職中に知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に開示又は漏えいしません。
- 4 本条の義務は、本契約が終了した後も存続します。

(苦情対応)

第9条 事業者は、利用者又はその家族からの相談、又は苦情の申し出があった場合は、速やかに対応します。

- 2 事業者は、事業者が提供する訪問看護サービスについて、利用者又はその家族が苦情申立機関に苦情申立てを行った場合であっても、これを理由とするいかなる不利益、不公平な対応も行いません。

(身分証携行義務)

第10条 事業者が提供する訪問看護サービスに従事する従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時、及び利用者又はその家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(連携)

第11条 事業者は、訪問看護の提供にあたり、主治医及び介護支援専門員、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を密に行います。

2 事業者は、本契約の変更又は終了に際し、速やかに利用者担当の介護支援専門員等にも連絡します。

(合意管轄)

第12条 本契約に関する一切の紛争については、事業者の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(契約外条項)

第13条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行します。

2 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者及び事業者が協議して円満な解決を図ります。

## 24時間対応及び緊急時のサービス申込

訪問看護ステーション信緑は24時間の連絡体制及び訪問ができる体制を整えています。

24時間及び緊急時の対応とは具体的に下記の内容になります。

- ◆ 利用者や家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できます。(連絡)
- ◆ 利用者や家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応でき、計画外の緊急時訪問を必要に応じて行うことができます。(対応)
- ◆ 連絡を受けるスタッフは看護師・准看護師・事務員が対応させていただきます。

なお、24時間対応及び緊急時のサービスにかかる料金については、介護保険・医療保険の各料金表(別紙)をご覧ください。

☐『ご利用者の個人情報の保護に関する同意』の説明を受け、同意します。

☐『訪問看護 契約』の説明を受け、同意します。

☐『24時間対応及び緊急時のサービス申込』の説明を受け、同意します。

契約年月日                      年      月      日

株式会社葵心

訪問看護ステーション信緑

山梨県甲府市上町210番地5

代表取締役 氏名      渡邊      貴史                      ㊞

利用者（又は代理人）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

ご家族住所 \_\_\_\_\_

ご家族氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

◆緊急時の連絡先◆

自宅電話番号 \_\_\_\_\_

携帯電話番号 \_\_\_\_\_

その他連絡先 1 (氏名) \_\_\_\_\_ (続柄) \_\_\_\_\_ (電話番号) \_\_\_\_\_

その他連絡先 2 (氏名) \_\_\_\_\_ (続柄) \_\_\_\_\_ (電話番号) \_\_\_\_\_